






# 化学物質関係の主な国際会議のスケジュール

令和 4 年 1 月 21 日  
大臣官房環境保健部  
環境安全課

# 化学物質関係の主な国際会議のスケジュール

項目	会議名	現時点での予定
化学物質管理全般 (SAICM等) 	第4回会期間会合 (ルーマニア・ブカレスト)	2020年 3月→ <b>延期(対面)</b> - 2020年以降の管理枠組みの実務的交渉
	第5回国際化学物質管理会議 (ドイツ・ボン)	2020年10月→ <b>延期(対面)</b> - 2020年以降の管理枠組みの採択
	化学物質と持続可能性に関する ベルリン・フォーラム※1	2021年 7月7～8日 (WEB開催済) - 2020年以降の化学物質対策に関する議論
水俣条約 	第4回締約国会議 (インドネシア・バリ)	2021年11月1～5日 (パート1、WEB開催済) - 予算・活動計画の承認 2022年 3月21～25日 (パート2、対面) - 条約の有効性評価枠組の採択等
スtockホルム条約 (POPs条約)/ ロッテルダム条約 (PIC条約)/ バーゼル条約 	3条約締約国会議 (スイス・ジュネーブ)	2021年 7月26～30日 (パート1、WEB開催済) - 予算・活動計画の承認 2022年 6月6～17日 (パート2、対面) - 規制対象物質の追加等
スtockホルム条約 (POPs条約) 	残留性有機汚染物質検討委員会第 17回会合 (POPRC17) (スイス・ジュネーブ)	2022年 1月24～28日 (対面及びWEB併用)
OECD 	第2回化学品・バイオ技術委員会※2	2022年 2月8～10日 (WEB開催)

※1 正規交渉プロセスを代替するものではない。

※2 旧「化学品委員会及び化学品・農薬・バイオ技術作業部会合同会合」

# 化学物質と持続可能性に関するベルリン・フォーラム

- 2021年7月7日～8日、ドイツ政府が「化学物質と持続可能性に関するベルリン・フォーラム」を開催(オンライン、約40の国・国際機関が参加)。
- 国際機関・各国政府・ステークホルダーが集い、SDGs達成に向けた化学物質管理の重要性、次期枠組み及び第5回国際化学物質管理会議(ICCM5)に対する期待を共有。
  - 複数の欧州の国が、UNEPの途上国支援基金への新規拠出の表明や、化学物質分野における科学と政策の連携強化の必要性の主張を行った。
- フォーラムの結果は、次期枠組み交渉の参考情報として提供される見込み。



正田地球審からのビデオメッセージ

- ・化学物質による**便益の最大化と悪影響の最小化**が重要。
- ・**持続可能性のための化学を**実践する企業に向かう**ESG資金**の流れを力強くする必要。
- ・化学物質による影響に注目した**世界最大規模の疫学調査(エコチル調査)**において生まれつつある知見の発信により、将来世代を化学物質リスクから保護。

# 水銀に関する水俣条約第4回締約国会議（COP4）

## 経緯

- 当初の予定では、2021年11月にインドネシア・バリ州において開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、**第1部（オンライン会合）**と**第2部（対面会合）**に分けて開催することとされた。

## 概要

### （1）第1部（オンライン会合）

日 程：2021年11月1～5日

場 所：オンライン

主な議題：2022～2023年予算・作業計画、第2部（対面会合）の開催日程、条約の有効性評価に係る会期間作業の進捗報告、条約第21条報告のガイダンス

### （2）第2部（対面会合）

日 程：2022年 3月21～25日

場 所：インドネシア・バリ州

主な議題：条約の有効性評価、水銀の放出に関するガイダンス、水銀廃棄物の閾値、条約附属書A（製品）・B（製造工程）の見直し

# ストックホルム条約第10回締約国会議（COP10）

## 経緯

- 当初の予定では、2021年5月にケニア・ナイロビにおいて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、**第1部（オンライン会合）と第2部（対面会合）に分けて開催**することとされた。

## 概要

### （1）第1部（オンライン会合）

日 程：2021年7月24～28日

場 所：オンライン

主な議題：委員の選出、2022年補正予算、暫定予算及び関連する決議の承認等

### （2）第2部（対面会合）

日 程：2022年6月6～17日

場 所：スイス・ジュネーブ

主な議題：「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質」の廃絶対象物質（附属書A）への追加等

# 残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合 (POPRC17)

## 1. 背景

- POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約。
- 条約対象物質への追加は、加盟国の31人の専門家から構成される検討委員会(POPRC)において、加盟国から提案された物質について、Step1)スクリーニング、Step2)危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、Step3)リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経た後、締約国会議(COP)に勧告。

## 2. 今回の会合での検討内容(予定)

- POPRC第17回会合(POPRC17)は、令和4年1月24日～28日、ハイブリッド開催(対面参加者数に制限あり)
- 条約対象物質としての検討
  - リスク管理評価書(案)を検討する段階
    - ①メトキシクロル(提案国:欧州連合)【主な用途】殺虫剤
  - リスク管理に関する評価を検討する段階
    - ②デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体(提案国:ノルウェー)【主な用途】難燃剤
    - ③UV-328(提案国:スイス)【主な用途】紫外線吸収剤
  - スクリーニング基準を満たすか否かを検討する段階
    - ④クロルピリホス(提案国:欧州連合)【主な用途】殺虫剤
    - ⑤塩素化パラフィン(炭素数14～17で塩素化率45重量%以上のもの)(提案国:英国)【主な用途】—
    - ⑥長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)、その塩及び関連物質(提案国:カナダ)【主な用途】界面活性剤等